

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成29年11月27日提出
【ファンド名】	上場インデックスファンドS & P日本新興株100
【発行者名】	日興アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田 拓美
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【事務連絡者氏名】	新屋敷 昇
【連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	03-6447-6147
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【提出理由】

「上場インデックスファンドS & P日本新興株100」（以下、当ETFといいます。）におきまして、繰上償還および付随する約款変更を行なうべく手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ 繰上償還の年月日

< 議案 : 繰上償還 >

平成30年3月12日（予定）

< 議案 : 付随する約款変更 >

平成30年3月9日（予定）

議案 および に関する書面決議はそれぞれ、賛成の意思表示をされた受益者（約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する平成29年12月13日現在の受益権口数が、平成29年12月13日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。ただし、「議案が可決され、かつ議案 が否決された場合」は、議案 および とともに中止いたします。

ロ 繰上償還にかかる決定に至った理由

< 議案 : 繰上償還 >

当ETFは、平成20年3月10日に純資産総額が約4億65百万円で設定され、平成20年3月11日に東京証券取引所に上場いたしました。設定来、当ETFの「運用の基本方針」に則り、対象インデックス（S & P日本新興株100指数）の採用銘柄を投資対象として、当ETFの基準価額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目指して運用を行なって参りました。残念ながら、昨今の純資産総額は伸び悩む状況が続いており、平成29年10月末の純資産総額は約2億4百万円となっております。

弊社では、当ETFの純資産総額が減少していることから、当ETFは対象インデックスへの連動性を維持した運用の継続が困難な状況にあると考え、当ETFを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。

< 議案 : 付随する約款変更 >

当ETFの繰上償還にあたり、関連法令・諸規則が整備されたことから、金銭での支払いによる償還を行なえるよう、信託約款の一部に所要の変更を行なう予定です。

ハ 繰上償還に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

書面決議を行なうため、平成29年12月13日現在の当ETFの受益者名簿上の受益者に対して、繰上償還および付随する約款変更に関する情報を記載した書面を交付します。

平成29年11月27日に日興アセットマネジメント株式会社のホームページ（<http://www.nikkoam.com/>）に繰上償還および付随する約款変更に関する電子公告を掲載します。